

【監理団体に対する許可取消しの内容】

1 許可取消しを行った監理団体

- (1) 監理団体名：東北育成協同組合
- (2) 代表者職氏名：代表理事 飯阪 昌史
- (3) 所在地：宮城県刈田郡蔵王町大字平沢字下町後 15- 3

2 処分内容

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号。以下「技能実習法」という。）第 37 条第 1 項第 1 号及び第 4 号の規定に基づき、令和 6 年 11 月 18 日をもって監理団体の許可を取り消すこと。

3 処分理由

傘下の実習実施者に対し適切な指導を行わず、認定計画に従って実習監理を行っていないこと、傘下の実習実施者が認定計画に従って技能実習を実施していない事実を隠蔽する目的で、虚偽の監査報告書を外国人技能実習機構に提出したこと、及び傘下の実習実施者に対して 3 月に 1 回以上の頻度で監査を行っていないことから、技能実習法第 37 条第 1 項第 1 号（技能実習法第 25 条第 1 項第 2 号（技能実習法第 39 条第 3 項））及び第 4 号（技能実習法第 39 条第 1 項並びに第 3 項）に規定する監理団体の許可の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：株式会社協同建設
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 柴田 裕美
 - (3) 所在地：大阪府枚方市町楠葉一丁目1番6号

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（6件）

令和2年10月13日認定「認2008020309」「認2008020310」「認2008020311」
令和3年2月26日認定「認2008030203」
令和4年9月15日認定「認2208011871」「認2208011872」

- 3 処分等内容
技能実習法第16条第1項第3号及び第7号の規定に基づき、令和6年11月18日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）違反により（罰金の刑に処せられ、これが確定）、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第16条第1項第3号（技能実習法第10条第9号）及び第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：株式会社響四サービス
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 関谷 達仁
 - (3) 所在地：三重県四日市市清水町 1 番 30 号

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（1 件）
令和元年 6 月 18 日認定「認 1906009753」

- 3 処分等内容
技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、令和 6 年 11 月 18 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
認定計画に従って賃金を支払っていなかったと認められることから、技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：株式会社興和
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 劉 書寅
 - (3) 所在地：福岡県福岡市東区香椎浜三丁目 3 番 5 -2309 号

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（6 件）

令和 2 年 7 月 9 日認定「認2012001168」「認2012001169」「認2012001170」
同年 9 月 23 日認定「認2012008728」「認2012008729」「認2012008730」

- 3 処分等内容
技能実習法第 16 条第 1 項第 7 号の規定に基づき、令和 6 年 11 月 18 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせ、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：株式会社白根興業
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 白根 健一
 - (3) 所在地：宮城県仙台市青葉区中山五丁目 11 番 28 号

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（3件）

令和2年2月25日認定「認1902010926」「認1902010927」
令和3年9月27日認定「認2102001920」

- 3 処分等内容
技能実習法第16条第1項第1号の規定に基づき、令和6年11月18日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
認定計画に従って技能実習を行わせていなかったと認められることから、技能実習法第16条第1項第1号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：株式会社銭谷架設
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 銭谷 憲之
 - (3) 所在地：青森県青森市浪岡大字女鹿沢字西花岡 20 番地 3

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（8件）
 - 令和2年9月2日認定「認2002004755」
 - 同年9月28日認定「認2002005808」
 - 同年11月20日認定「認2002007226」
 - 令和4年2月21日認定「変認2102000276」
 - 同年5月27日認定「認2202000442」「認2202000443」「認2202000444」
 - 同年12月16日認定「認2202006622」

- 3 処分等内容
技能実習法第16条第1項第2号の規定に基づき、令和6年11月18日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行ったことから、技能実習法第16条第1項第2号（技能実習法第9条第6号）に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：タイヘイ株式会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 太田 健治郎
- (3) 所在地：千葉県匝瑳市八日市場イ 2614 番地

2 認定の取消しを行った計画の認定番号 (184 件)

令和 3 年 8 月 11 日認定 「認2104012246」 「認2104012247」
 同年 10 月 27 日認定 「認2104025120」 「認2104025121」 「認2104025122」
 「認2104025123」
 同年 12 月 8 日認定 「認2104033784」 「認2104033785」 「認2104033786」
 「認2104033787」 「認2104033788」 「認2104033789」
 令和 4 年 1 月 20 日認定 「認2104038423」
 同年 3 月 11 日認定 「認2104042842」 「認2104042843」
 同年 4 月 6 日認定 「認2104045168」 「認2104045169」 「認2104045170」
 「認2104045171」 「認2104045172」 「認2104045173」
 「認2104045174」 「認2104045175」
 同年 4 月 25 日認定 「認2204002110」 「認2204002111」
 同年 5 月 17 日認定 「認2204003533」 「認2204003534」 「認2204003535」
 「認2204003536」 「認2204003537」 「認2204003538」
 同月 26 日認定 「認2204004856」
 同年 9 月 27 日認定 「認2204021541」 「認2204021542」 「認2204021543」
 「認2204021544」 「認2204021545」 「認2204021546」
 「認2204021547」
 同月 28 日認定 「認2204020756」 「認2204020757」 「認2204020758」
 「認2204020759」 「認2204020760」 「認2204020761」
 「認2204020762」
 同年 10 月 6 日認定 「認2204022343」 「認2204022344」 「認2204022345」
 同月 7 日認定 「認2204023723」 「認2204023724」
 同月 19 日認定 「認2204023660」 「認2204023661」 「認2204023662」
 同月 27 日認定 「認2204026925」
 同月 31 日認定 「認2204026896」 「認2204026897」 「認2204026898」
 「認2204026899」
 同年 11 月 8 日認定 「認2204027820」 「認2204027821」 「認2204027822」
 「認2204027823」 「認2204027824」 「認2204027825」
 「認2204027826」 「認2204027827」 「認2204027828」
 「認2204027829」
 令和 5 年 2 月 2 日認定 「認2204042688」

同年 3 月 9 日認定	「認2204052094」 「認2204052097」	「認2204052095」 「認2204052098」	「認2204052096」
同月 17 日認定	「認2204060074」	「認2204060076」	
同月 30 日認定	「認2204069182」 「認2204069185」 「認2204069188」	「認2204069183」 「認2204069186」	「認2204069184」 「認2204069187」
同年 5 月 1 日認定	「認2204073623」	「認2204073624」	「認2204073625」
同月 8 日認定	「認2304000194」		
同月 19 日認定	「認2304004433」 「認2304004436」	「認2304004434」	「認2304004435」
同月 23 日認定	「認2304007320」 「認2304007323」 「認2304007326」	「認2304007321」 「認2304007324」 「認2304007327」	「認2304007322」 「認2304007325」
同月 31 日認定	「認2304007284」 「認2304007287」	「認2304007285」 「認2304007288」	「認2304007286」 「認2304007289」
同年 6 月 22 日認定	「認2304014753」 「認2304014756」	「認2304014754」 「認2304014757」	「認2304014755」
同年 7 月 25 日認定	「認2304028649」 「認2304028652」 「認2304028655」	「認2304028650」 「認2304028653」 「認2304028656」	「認2304028651」 「認2304028654」 「認2304028657」
同年 8 月 7 日認定	「認2304034101」 「認2304034104」	「認2304034102」 「認2304034105」	「認2304034103」
同月 8 日認定	「認2304032485」 「認2304032488」 「認2304032491」	「認2304032486」 「認2304032489」 「認2304032492」	「認2304032487」 「認2304032490」 「認2304032493」
同月 10 日認定	「認2304034361」 「認2304034364」 「認2304034367」	「認2304034362」 「認2304034365」	「認2304034363」 「認2304034366」
同月 31 日認定	「認2304039067」	「認2304039068」	「認2304039069」
同年 9 月 7 日認定	「認2304034076」	「認2304034077」	「認2304034078」
同月 27 日認定	「認2304040175」 「認2304040178」 「認2304040181」 「認2304040184」	「認2304040176」 「認2304040179」 「認2304040182」	「認2304040177」 「認2304040180」 「認2304040183」
同年 10 月 17 日認定	「認2304048535」 「認2304048538」	「認2304048536」 「認2304048539」	「認2304048537」 「認2304048540」
同月 19 日認定	「認2304030625」 「認2304030628」	「認2304030626」 「認2304030629」	「認2304030627」
同年 11 月 13 日認定	「認2304032332」 「認2304032335」	「認2304032333」	「認2304032334」

同月21日認定「認2304056997」 「認2304056998」 「認2304056999」
令和6年4月12日認定「認2304090542」 「認2304090543」 「認2304090544」
「認2304090545」 「認2304090546」 「認2304090547」
「認2304090548」 「認2304090549」 「認2304090550」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第2号の規定に基づき、令和6年11月18日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行ったことから、技能実習法第16条第1項第2号（技能実習法第9条第6号）に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社TAKISAWA
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 原田 一八
- (3) 所在地：岡山県岡山市北区撫川 983 番地

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（10 件）

- 令和 2 年 3 月 6 日認定「認1909026472」 「認1909026473」
同年 8 月 20 日認定「認2009005955」 「認2009005956」
同年10月29日認定「認2009012571」
令和 3 年10月20日認定「認2109006182」
令和 4 年 2 月 15 日認定「認2109010842」
同年 5 月 16 日認定「認2109013876」
同年 9 月 21 日認定「変認2209000327」
同年12月 8 日認定「認2209011922」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号及び第 7 号の規定に基づき、令和 6 年 11 月 18 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により（罰金の刑に処せられ、これが確定）、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号（技能実習法第 10 条第 9 号）及び第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：株式会社ニッキーファーム
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 仁木 光俊
 - (3) 所在地：徳島県徳島市不動北町 2 丁目 2101 番地 1

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（3 件）
令和 2 年 10 月 6 日認定「認 2010002825」「認 2010002826」「認 2010002827」

- 3 処分等内容
技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定に基づき、令和 6 年 11 月 18 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
認定計画に従って技能実習を行わせていなかったと認められること、及び認定計画に従って技能実習を行わせていない事実を隠蔽する目的で、監理事業を行おうとする者に対し、虚偽の帳簿書類等を行使したことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号及び第 2 号（技能実習法第 9 条第 6 号）に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：株式会社濱田創建
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 濱田 梓
 - (3) 所在地：香川県仲多度郡多度津町堀江四丁目 11 番

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（3件）
令和4年6月13日認定「認2210000181」「認2210000182」「認2210000183」

- 3 処分等内容
技能実習法第16条第1項第2号の規定に基づき、令和6年11月18日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行ったことから、技能実習法第16条第1項第2号（技能実習法第9条第6号）に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：株式会社むつ丸
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 小橋 繁幸
 - (3) 所在地：高知県幡多郡黒潮町佐賀 494 番地

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（3件）
 - 令和4年3月16日認定「認2111003846」
 - 令和5年3月29日認定「認2211006126」
 - 同年10月13日認定「認2311003075」

- 3 処分等内容
技能実習法第16条第1項第2号の規定に基づき、令和6年11月18日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行ったことから、技能実習法第16条第1項第2号（技能実習法第9条第6号）に規定する認定の取消事由に該当するため。